

山梨県公報

第千二百十七号

平成十三年

八月九日

木曜日

十六・五六メートル

山梨県告示第三百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、須玉町長から協議のあつた土地改良事業(御門地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早川 勲

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十三年八月十日から同年九月六日まで

三 縦覧場所

須玉町役場

四 異議申出期間

平成十三年九月七日から同年九月二十一日まで

目次

告示

建築基準法に基づく道路位置指定……………四四三

土地改良事業施行認可申請の適当決定……………四四三

公告

国土調査の成果の認証……………四四三

開発行為に関する工事の完了について(三件)……………四四四

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………四四四

換地処分届出……………四四五

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四四五

技能検定員等審査の実施……………四五二

遊技機の型式の検定……………四五二

告示

山梨県告示第三百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早川 勲

一 道路の位置

韮崎市大草町若尾字高芝原千三百十五番二

二 道路の幅員

四・八メートル

三 道路の延長

公告

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早川 勲

一 調査を行った者の名称

甲府市

二 調査を行った時期

平成十一年六月三十日から平成十二年三月三十一日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

- 四 調査を行った地域
 甲府市金竹町、中村町、新田町、長松寺町、下河原町の全域
 五 認証年月日
 平成十三年七月二十七日

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理人
 山梨県事務吏員 早川 勲

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡甲西町和泉字大河原九二七の一、九二九、九三二及び九三三
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡甲西町田島五百四十三番地 株式会社 清水建材

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理人
 山梨県事務吏員 早川 勲

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡竜王町篠原字塔ノ元二二四九の一、二二四九の二及び二二五〇の一
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡竜王町篠原二千二百四十六番地三 依田始

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理人
 山梨県事務吏員 早川 勲

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 中巨摩郡敷島町中下条字三島ノ木一一〇の一、一一二の一、一一二の三及び
 一一一三の一
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡敷島町中下条千三百九十六番地 長田ゆき子

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理人
 山梨県事務吏員 早川 勲

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡竜王町玉川字中曾根一三七三の一、一三七三の二、一三七三の三、一三七三の四及び一三七三の五
 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市朝氣二丁目一番十八号 有限会社 総信 代表取締役 須田千鶴子

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理人
 山梨県事務吏員 早川 勲

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡若草町藤田字双柳二四二九の一、二四二九の三、二四二九の四、二四二九の五、二四二九の六、二四二九の七、二四二九の八、二四二九の九、二四二九の一〇、二四三三の一、二四三三の二、二四三三の三、二四三三の四及び二四三三の五

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び若草町役場に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 早 川 勲

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡甲西町田島字北河原一〇五の一、一一〇五の二、一一〇五の三、一一三八の一、一一三八の三、一一三八の四、一一三九の一及び一一三九の四

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲西町役場に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡甲西町田島千百五番地 医療法人 千歳会 代表理事 小田切紀子

換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、明野村長から換地処分をした旨の届出があったので、

同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年八月九日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 早 川 勲

一 地区名

明野村三之蔵地区

二 換地処分をした年月日

平成十三年七月十六日

三 換地処分をした土地の権利者数

七十一人

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十三年八月九日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

別表第一中

二六八	甲府市武田四丁目一八番先 （市道大熊三ツ谷線と市道柳小路線との十字路交差点）	山梨大学北西	平成一三年三月八日 告示第一〇号
-----	---	--------	---------------------

を

二六八	甲府市武田四丁目一八番先（市道大熊三ツ谷線と市道柳小路線との十字路交差点）	山梨大学北西	平成一三年三月八日 告示第一〇号
二六九	甲府市和戸町九八六番地先（国道一四〇号と国道四一一号との丁字路交差点）	東部市民センター南	平成一三年八月九日 告示第三二二号

三三二	中巨摩郡竜王町玉川一、七四五番地先 (町道玉川団地入口線と町道中央七号線との十字路交差点)	玉川団地入口	平成一三年三月八日 告示第一〇号
-----	--	--------	---------------------

三三三	中巨摩郡昭和町西条二、四五〇番地の先 (町道三七八号線と町道二八号線との十字路交差点)	昭和水源地北	平成一三年八月九日 告示第三二二号
-----	--	--------	----------------------

三三四	中巨摩郡昭和町押越一、〇八一番地の先 (町道三〇号線と町道七号線との十字路交差点)	昭和町消防団	平成一三年八月九日 告示第三二二号
-----	--	--------	----------------------

三三五	中巨摩郡玉穂町成島九七九番地の先 (県道甲府玉穂中道線と町道下三条大津線との十字路交差点)	下成島東	平成一三年八月九日 告示第三二二号
-----	--	------	----------------------

三三六	中巨摩郡玉穂町乙黒九五番地の先 (県道甲府玉穂中道線と町道富玉穂大津線との十字路交差点)	乙黒東	平成一三年八月九日 告示第三二二号
-----	---	-----	----------------------

七七	斐崎市中島一丁目二、五八五番地の先 (市道斐崎六四号線と市道斐崎七三号線との十字路交差点)	中島	平成一三年三月八日 告示第一〇号
----	--	----	---------------------

七八	斐崎市中島一丁目二、五八五番地の先 (市道斐崎七三号線との十字路交差点)	中島	平成一三年三月八日 告示第一〇号
	斐崎市中島一丁目二、五八五番地の先 (市道斐崎六四号線との十字路交差点)	武田八幡宮入口	平成一三年八月九日 告示第三二二号

	武田八幡神社線との十字路交差点)		
--	------------------	--	--

五八	北巨摩郡長坂町長坂上条二、八二三番地の先 (町道長坂九号線と町道仲島久保線との十字路交差点)	上町	平成一三年三月八日 告示第一〇号
----	---	----	---------------------

五八	北巨摩郡長坂町長坂上条二、八二三番地の先 (町道長坂九号線と町道仲島久保線との十字路交差点)	上町	平成一三年三月八日 告示第一〇号
----	---	----	---------------------

五九	北巨摩郡高根町箕輪七一五番地の先 (国道一四一号と広域農道との十字路交差点)	たかねの湯南	平成一三年八月九日 告示第三二二号
----	---	--------	----------------------

二八	南巨摩郡身延町梅平一、七〇二番地の先 (町道役場梅平線と町道塩沢橋通り線との十字路交差点)	塩沢橋南詰	平成一三年三月八日 告示第一〇号
----	--	-------	---------------------

二八	南巨摩郡身延町梅平一、七〇二番地の先 (町道役場梅平線と町道塩沢橋通り線との十字路交差点)	塩沢橋南詰	平成一三年三月八日 告示第一〇号
----	--	-------	---------------------

二九	南巨摩郡南部町内船一二、〇八二番地の先 (県道藤川身延線と町道寄畑徳間線との十字路交差点)	寄畑駅前	平成一三年八月九日 告示第三二二号
----	--	------	----------------------

五九	東山梨郡勝沼町下岩崎二、〇三〇番地の先 (県道田中勝沼線と町道野呂橋藤井線との十字路交差点)	祝一区	平成一三年三月三〇日 告示第四八号
----	---	-----	----------------------

五九	東山梨郡勝沼町下岩崎二、〇三〇番地先(県道田中勝沼線と町道野呂橋藤井線との十字路交差点)	祝一区	平成十二年二月三〇日 告示第四八号
六〇	塩山市下於曾一、三三八番地先(市道下於曾三三三号線と市道下於曾四一七号線との丁字路交差点)	市民病院入口	平成十三年八月九日 告示第三二二号

一一六	富士吉田市上吉田四丁目二二三番地の三先(市道中宿西原線と市道西裏通り線との十字路交差点)	上吉田コミュニティセンター西	平成十三年二月一五日 告示第四号
-----	--	----------------	---------------------

一二六	富士吉田市上吉田四丁目二二三番地の三先(市道中宿西原線と市道西裏通り線との十字路交差点)	上吉田コミュニティセンター西	平成十三年二月一五日 告示第四号
一二七	富士吉田市上吉田一、七一六番地先(国道一三九号富士見バイパスと市道城山東五号線との十字路交差点)	市立病院入口	平成十三年八月九日 告示第三二二号

に改める。
別表第十中

三、〇五一	町道	中巨摩郡昭和町西条二四六一番地の五先(笠井竹材店前交差点)	二	南甲府	五九・三・二九一四号
-------	----	-------------------------------	---	-----	------------

三、〇五一	町道三八号線	中巨摩郡昭和町西条二、四五〇番地の一先(昭和水源地北交差点)	四	南甲府	平成十三年八月九日 告示第三二二号
-------	--------	--------------------------------	---	-----	----------------------

三、七二二	国道	甲府市和戸町六九八番地の一先	三	甲府	平三・九・三〇〇
-------	----	----------------	---	----	----------

一四〇	町道(四〇)パースバイ	(甲府市東部市民センター南交差点)	第一九号
-----	-------------	-------------------	------

三、七二二	国道一四〇号(四〇)スパイバ	甲府市和戸町九八六番地先(東部市民センター南交差点)	三	甲府	平成十三年八月九日 告示第三二二号
-------	----------------	----------------------------	---	----	----------------------

四、四五三	県道甲府道(中道玉線)	中巨摩郡玉穂町乙黒九一番地先(山梨ビジネスパーク北西角交差点)	三	南甲府	平一〇・一〇・一五〇号
-------	-------------	---------------------------------	---	-----	-------------

四、四五三	県道甲府道(中道玉線)	中巨摩郡玉穂町乙黒九五番地の一先(乙黒東交差点)	四	南甲府	平成十三年八月九日 告示第三二二号
-------	-------------	--------------------------	---	-----	----------------------

四、四六四	市道(下七号線)	塩山市西広門田一、三三三番地の一先(東山梨消防本部北東角交差点)	三	塩山	平一〇・一〇・一五〇号
-------	----------	----------------------------------	---	----	-------------

四、四六四	市道(下三三三号線)	塩山市下於曾一、三三八番地先(市民病院入口交差点)	三	塩山	平成十三年八月九日 告示第三二二号
-------	------------	---------------------------	---	----	----------------------

四、五三七	県道(形豊線)	斐崎市神山町北宮路五一六番地先(県道武田八幡神社線との十字路交差点)	四	斐崎	平一一・一一・一四二二号
-------	---------	------------------------------------	---	----	--------------

を	に	を	に	を	に	を
四、七七二	町道	四、七二〇	市道 山東四線	四、六三六	国道 一四一	四、五三七
中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地先(竜王南小学校東方交差点)	富士吉田市上吉田一、七二六番地の先(イツツモア城山店北東角交差点)	富士吉田市上吉田一、七二三番地の先(いちやまマート北東角交差点)	北巨摩郡高根町箕輪七一五番地の先(たかねの湯南交差点)	北巨摩郡高根町箕輪七一五番地の先(安都那地下横断歩道前交差点)	斐崎市神山町北宮地三八一番地の先(武田八幡宮入口交差点)	斐崎市神山町北宮地三八一番地の先(武田八幡宮入口交差点)
一	四	三	三	三	四	四
府南甲	富士吉田	富士吉田	長坂	長坂	斐崎	斐崎
平成一三年六月二一日 告示第二五号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一二年二月一四日 告示第五一号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一二年・四・六 告示第一七号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号
						バイパス

を	に	を	に	を	に	を	に	を	に	を	に	を	に	を	に	を	に	を	に
二、四、五	豊崎線	二、四、五	豊崎線	四、七七七	国道 三九一	四、七七六	県道 延川身	四、七七五	県道 中府玉線	四、七七四	県道 中府玉線	四、七七三	町道 〇号線	四、七七二	町道				
斐崎線	斐崎線	斐崎線	斐崎線	三九一	三九一	延川身	延川身	中府玉線	中府玉線	中府玉線	中府玉線	町道	町道	町道					
斐崎市丸野町入戸	斐崎市丸野町入戸	斐崎市丸野町入戸	斐崎市丸野町入戸	富士吉田市上吉田一、七一六番地の先(市立病院入口交差点)	富士吉田市上吉田一、七一六番地の先(市立病院入口交差点)	南巨摩郡南部町内船二、〇八二番地の先(寄畑駅前交差点)	南巨摩郡南部町内船二、〇八二番地の先(寄畑駅前交差点)	中巨摩郡玉穂町成島一、二三六番地の先(雇用促進住宅北東方十字路交差点)	中巨摩郡玉穂町成島九七九番地の先(下成島東交差点)	中巨摩郡玉穂町成島九七九番地の先(下成島東交差点)	中巨摩郡玉穂町成島九七九番地の先(下成島東交差点)	中巨摩郡昭和町押越一、〇八一番地の先(昭和田消防団西交差点)	中巨摩郡昭和町押越一、〇八一番地の先(昭和田消防団西交差点)	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地の先(竜王南小学校東方交差点)					
七、一七〇	七、一七〇	七、一七〇	七、一七〇	四	四	一	一	一	四	四	四	一	一	一					
車付両(原付を引く)	車付両(原付を引く)	車付両(原付を引く)	車付両(原付を引く)	富士吉田	富士吉田	南部	南部	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲	府南甲					
平成一三年六月七日 告示第二三号	平成一三年六月七日 告示第二三号	平成一三年六月七日 告示第二三号	平成一三年六月七日 告示第二三号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号	平成一三年八月九日 告示第三二号					

に改める。
別表第十四中

三、一一三	削除	南甲府	平成一三年八月九日 告示第三二号
三、一一三	町道	南甲府	平六・一・一三 告示第一号
三、一二四	町道	南甲府	平六・一・一三 告示第一号
二、九三七	削除		平成一三年八月九日 告示第三二号
二、九三八	削除		平成一三年八月九日 告示第三二号
二、九三七	町道六号線	南甲府	五三・三・一三 一〇号
二、九三八	町道六号線	南甲府	五三・三・一三 一〇号
二、五	中府県道 道玉穂 線穂甲		南甲府 平成一三年八月九日 告示第三二号
一、八九〇	車両（けん付引を除く）		

別表第十六中に改める。

三、一二四	削除	南甲府	平成一三年八月九日 告示第三二号
八、一三八	市戸道 竜王線	甲府	平三・七・一一 一九号
八、一三八	市戸道 竜王線	甲府	平三・七・一一 一九号
九、五七八	県道 中府道	南甲府	平一〇・一〇・一九 告示第五〇号
九、五七八	県道 中府道	南甲府	平一〇・一〇・一九 告示第五〇号
九、五七八	削除		平成一三年八月九日 告示第三二号
九、六一九	市戸道 下於首 線四一	塩山	平一〇・一〇・一九 告示第五〇号
九、六一九	市戸道 下於首 線四一	塩山	平一〇・一〇・一九 告示第五〇号
九、六一九	削除	塩山	平成一三年八月九日 告示第三二号

九、七八〇	県道 武田八幡神社線	富士市北宮地五一六番地 先旭バイパスとの十字路交差点 東側・西進車両	富士	平一・一一・一 告示第四二号
九、七八一	県道 武田八幡神社線	富士市北宮地五一六番地 先旭バイパスとの十字路交差点 西側・東進車両	富士	平一・一一・一 告示第四二号

九、七八〇	削除		富士	平成一三年八月九日 告示第三二二号
九、七八一	削除		富士	平成一三年八月九日 告示第三二二号

九、九二七	広域農道	北巨摩郡高根町箕輪七一五番地 の先 (安都郡地下横断歩道交差点西側・東進車両)	長坂	平一・二・四・六 告示第一七号
九、九二八	広域農道	北巨摩郡高根町箕輪八一七番地 の先 (安都郡地下横断歩道交差点東側・西進車両)	長坂	平一・二・四・六 告示第一七号

九、九二七	削除		長坂	平成一三年八月九日 告示第三二二号
九、九二八	削除		長坂	平成一三年八月九日 告示第三二二号

一〇、一〇七	市道 東山道	富士市上吉田一、七二三番地 の先	富士	平成一二年二月一四日
--------	-----------	---------------------	----	------------

五号線	(いちやまマート北東角交差点 東側・西進車両)	富士	平成一三年八月九日 告示第五一号
-----	----------------------------	----	---------------------

一〇、一〇七	削除		富士	平成一三年八月九日 告示第三二二号
--------	----	--	----	----------------------

一〇、二〇五	町道	東八代郡中道町下向山一、四九番地 先(山王橋北詰・北進車両)	南甲府	平成一三年六月二一日 告示第二五号
--------	----	-----------------------------------	-----	----------------------

一〇、二〇五	町道	東八代郡中道町下向山一、四九番地 先(山王橋北詰・北進車両)	南甲府	平成一三年六月二一日 告示第二五号
一〇、二〇六	県道 甲斐玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地 の先(町道上成島中楯線との丁字路交差点南側・北進車両)	南甲府	平成一三年八月九日 告示第三二二号

一〇、二〇七	市道 東山道四号線	富士市上吉田一、七二六番地 の先(イツツモア城山店北東角交差点南側・北進車両)	富士	平成一三年八月九日 告示第三二二号
--------	--------------	--	----	----------------------

一〇、二〇八	市道 上野線	富士市上吉田三、〇〇二番地 先(イツツモア城山店北東角交差点北側・南進車両)	富士	平成一三年八月九日 告示第三二二号
--------	-----------	---	----	----------------------

に改める。
別表第十七中

一、二六六	市道 中道線	甲府市古府中町八二番地 の先(岩窪自 治会館北側)六 三番地(岩窪 三丁目)六町 三番地(佐藤 重良の両方 側)	三三〇	車両	終日	甲府	平成一三年六月二一日 告示第二五号
-------	-----------	---	-----	----	----	----	----------------------

一、二六六	市道 瀬道中 線泉	甲府市古府中町 四八二番地 の先（岩窪自 治会館北側） 三八番地（窪 三八番地） 先（藤重良の 北側）までの 側	三三〇	車両	終日 甲府	平成一三年六月二 一日 告示第二 五号
一、二六七	県道 甲府 中道玉 線	中巨摩郡玉穂町 成島一、二八 番地の三先（ 道の成島中橋 との丁字路交 点）から中巨 摩郡玉穂町乙 六七番地（黒 六田中公則の 側交差点）ま の側	一、八九〇	車両	終日 府南甲	平成一三年八月九 日 告示第三 二号

に改める。
別表第十九中

一四七	国道一 四一 号	斐崎市水神二丁目一 （一ツ谷交差点）から 町南下条四八五番地先 （交差点）までの南側歩 道（一〇五〇メートル）	斐崎 市藤井 中学校	平成一三年六月七 日 告示第三三 号
-----	----------------	---	------------------	-----------------------------

一四七	国道一 四一 号	斐崎市水神二丁目一 （一ツ谷交差点）から 町南下条四八五番地先 （交差点）までの南側歩 道（一〇五〇メートル）	斐崎 市藤井 中学校	平成一三年六月七 日 告示第三三 号
一四八	県道 甲府 中道玉 線	中巨摩郡玉穂町成島一、 二八番地の三先（町道 上成島中橋線との 丁字路交差点）から中 巨摩郡玉穂町乙六七番 地（黒七番地）までの 側交差点）までの両側 歩道（一、八九〇メー トル）	南甲府	平成一三年八月九日 告示第三二 号

に改める。
別表第三十三中

八六	国道 一四〇 号 （向町 バス ステッ ク）	甲府市和戸町六九八番地 の先（甲府市東部市民セ ンター南交差点）	一 一九 三・七 一一
----	--	--	----------------------

八六	国道 一四 号 （向 バス ステッ ク）	甲府市和戸町九八六番地 先（東部市民センター南 交差点）	三 平成一三年八月九日 告示第三二 号
----	--	------------------------------------	------------------------------

一四〇	町道	中巨摩郡昭和町西条二、 四六一番地の五先 （笠井竹材店前交差点）	二 平成一三年二月一五日 告示第四 号
-----	----	--	------------------------------

一四〇	町道 三八 号 線	中巨摩郡昭和町西条二、 四五〇番地の一先（昭和 水源地北交差点）	四 平成一三年八月九日 告示第三二 号
一四一	県道 甲府 中道玉 線	中巨摩郡玉穂町成島九七 九番地の二先（下成島 東交差点）	四 平成一三年八月九日 告示第三二 号
一四二	県道 甲府 中道玉 線	中巨摩郡玉穂町乙黒九五 番地の一先（乙黒東交 差点）	四 平成一三年八月九日 告示第三二 号

三六	国道 一三 号 （富 士見 バス ステッ ク）	富士吉田市下吉田三、 五一七番地の先 （東町東交差点）	四 平成一二年二月二八 日 告示第五四 号
----	--	-----------------------------------	-----------------------------------

三六	国道一 三	富士吉田市下吉田三、 五一七番地	四 平成一二年二月二八 日 告示第五四 号
----	----------	---------------------	-----------------------------------

三七	九号(富 士見バイ パス)	先(東町東交差点)	日 告示第五号
ス 見 バ イ バ	国道一三 九号富士	富士吉田市上吉田一、七二六番地 先(市立病院入口交差点)	平成一三年八月九日 告示第三二号

に改める。

技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に關して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に關する技能及び知識の教習に關する技能及び知識に關して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成十三年八月九日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引自動車の各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引自動車の各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十三年九月十日(月)及び九月十四日(金)

(午前九時から午後四時まで)

2 審査場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十三年八月十日(金)から平成十三年八月二十九日(水)まで

2 場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許

四 課教習所指導係
審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に關する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に關する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

一 普通

一万五百円

二 普通以外の種類

一万四千七百五十円

2 教習指導員審査

一 普通

一万二千五百円

二 普通以外の種類

九千八百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課

(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

るとともに、その受けようとする種類を運転することができると認めたので、同規則第九條第一項の

規定により公示する。

なお、審査細目の免除者は、免除該当事であることを証明するものを添付し申請

すること。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年八月八日までとする。

平成十三年八月九日

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号	遊技機の種類及び区分
					規則第六条第一号イ(別表第一)の遊技機
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	キタチャ リカント リーグ	株式会社北電子	一四〇二〇七	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	X コンチ4	アルゼ株式会社	一四〇二三六	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)
株式会社ミスホ 代表取締役 安藤寿雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	ファイア シオン シオン	株式会社ミスホ	一四〇二二八	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)
株式会社銀座 代表取締役 伊藤博吉 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	1 エイ ブ ズ	株式会社銀座	一〇〇三三一	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)
株式会社ダイドー 代表取締役 役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	ファイバ ー キングバ	株式会社ダイドー	一四〇二二九	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)
株式会社ダイドー 代表取締役 役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	ハナフダ	株式会社ダイドー	一四〇二三九	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	C R・新 網取物語 Z	株式会社平和	一〇〇二八三	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	新網取物語V	株式会社平和	一〇〇二六七
---	----------------------------	--------	--------	--------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番